平成２５年７月８日

部 局 等 の 長　様

財　務　部　長

９月定例会へ向けた平成２５年度京丹後市補正予算の編成について

市長より、下記のとおり平成２５年度９月定例会へ向けた補正予算の編成方針が示されたので、別添の留意事項も遵守し、補正予算編成に臨まれたい。

記

過日、６月定例会が終了したばかりであるが、９月定例会へ対応していくための補正予算編成作業の日程等を考えると早期に編成作業に取り組む必要がある。

９月の補正予算は、当初予算、６月補正予算の編成で課題となっているもので、一定の整理ができたもの及び本年度中に実施する必要が生じた事業等について、補正予算を編成することとしている。

本市は、平成２７年度以降の普通交付税等の合併特例措置の逓減を直前に控え、一層の効率的な行財政運営を行うとともに、京丹後市の更なる発展のため、限りある財源を効果的かつ効率的に配分し、持続可能な財政運営を目指していく必要がある。

現在、総合計画（実施計画）のローリング、第２次行財政改革推進計画に基づく「歳出抑制の道標」の作成に着手しており、今後、市民生活を守りながら財政の健全性を確保するための具体的な施策・事務事業の在り方を検討している。

こうした厳しい状況下での補正予算編成であるが、歳入については、国府の制度及び支出金の交付状況について、出来うる限りの情報収集を行うなど財源確保に全力を挙げるとともに、歳出については、真に緊急性・必要性の高いもののみ補正予算へ計上することとしている。

また、既に予算計上している事務事業であっても、諸般の事情により、本年度の事業実施を断念するものについては、今回の補正予算で減額していくこととしている。

以上のことを踏まえ、別紙留意事項等を厳守し、補正予算編成作業に臨まれたい。

（別紙）

京丹後市９月補正予算編成上の留意事項等

◎京丹後市の財源状況

平成25年度は、大都市との交通アクセスが飛躍的に向上する「北近畿新時代」における豊かな繁栄と市民総幸福の限りない増進、発展への挑戦を目指すとともに、統合保育所、新火葬場などの大型事業の予算計上をしたところである。

また、先の６月定例会では、再生可能エネルギーを本格的に活用・事業化するための木質バイオマスの利用促進事業をはじめ、移住促進・空き家改修支援事業補助金、域学連携地域活力創出事業、義務教育施設への空調整備のための実施設計などの新規施策を計上した補正予算を編成したところである。

本市の一般財源の状況としては、当初予算で財政調整基金を最大限活用していることもあり、また、本年度の普通交付税も未決定の状況においては、前年度繰越金の範囲内での補正予算編成をする必要があるなど、依然として厳しい状況にある。

◎補正予算編成上の留意事項

(1) 共通的事項

・一つの細事業予算が複数所属に関係するものは、関係所属間で十分な調整を行い、事業所管を代表する所管課で補正予算見積書を作成すること。

・例規との整合を図ること。

・既決予算との比較、増減理由の未記載、見積り根拠が不明確なものなどが多く見受けられるため、必ず歳入予算見積書、歳出予算積算書に詳細を記載すること。

・資料（業者見積り、現況写真等）はＡ４サイズとし、可能な限り添付すること。

・新規の単独施策は、特別の緊急事情がない限り控えること。なお、新規事業を要望する場合は、その事業内容（全体計画・財源状況）を明確に説明できるように準備すること。

・減額補正の場合は、予算を初期配当した所属コードで減額すること。(配当替により措置された所属では、財務会計システム上、減額できないものであること。)

・各事業所管課で財務会計システムへ予算要求入力すること。この際、一般会計の財源充当については財政課で行うため、原課では入力する必要はないこと。

(2) 歳　入

・国府の補助制度の状況などの情報収集等を積極的に行うとともに、他市町の予算措置状況も把握研究するなど、現在の制度での最も有利な財源を確保すること。

・財産収入、寄附金等を計上する場合は、確実な額により計上すること。

・諸収入（雑入）については、歳出予算の増額に伴い特定財源となるものを中心に計上すること。

・市債について、起債同意との整合を図ること。

(3) 歳　出

・４月１日付け人事異動等に伴う職員人件費の科目・会計間調整及び職員給料等のカットに伴う人件費減額については、今回の補正予算で計上すること。この場合、特別会計等の人件費が大幅に増減する場合は、一般会計繰出金との調整を図る予定としていること。（財政課より、後日、別途指示）

・地域の元気臨時交付金を活用した事業実施を検討している場合は、事前に財政課へ協議すること。

　※本交付金活用事業は、次年度への繰越金は如何なる理由があっても不可。

・増額要求する場合、原則、既存予算の減額・組替え等により財源調達すること。

・新規事業については、導入経緯、効果、必要性、将来負担等を十分に分析するとともに、本市の厳しい財政状況において、なお、取り組むことが必要であるとの説明責任を果たせることが要求の大前提であること。この場合、原則、相応のスクラップ事業による財源確保を同時提案すること。

・今までの予算編成で、「実施しない」と査定された項目等は、再度、要求しないこと。

・補正予算成立後でないと、事務事業の予算執行ができないことを認識した上で予算を見積もること。（議会の予算成立前の事業着手は不可）

・住民の公平性確保の観点から偏った予算要求とならないようにすること。

・臨時職員賃金の予算計上については、人事課配当としているが任用担当課で予算見積書を作成すること。

　※臨時職員賃金の補正予算の財務会計入力は、原課ではできないため予算要求入力は必要ないこと。（見積書のみ作成すること。）

・労働者派遣会社から新規に人材派遣を受けようとする場合は、事前に行財政改革推進課と協議した上で予算見積書を作成すること。

・継続費又は債務負担行為を設定する場合は、事前に財政課と協議すること。

・「長期継続契約」に伴う予算要求をする場合、歳出予算事業別積算書（様式3）に「長期継続契約」である旨を明記するとともに、全体の契約期間及び金額を明記すること。

・市総合計画の「基本方針」及び「計画項目」についても必ず記入すること。その場合、当初予算見積書に記載した計画項目等との整合を図ること。

◎特別会計等

・所管課で予算編成を行うこととするが、一般会計と関連のあるものについては、一般会計のスケジュールに合わせること。なお、補正予算を編成する特別会計等は、事前に財政課へ連絡すること。

・歳入歳出の補正予算総額（職員人件費の組み替えを含む。）を合わせた見積書を作成すること。

・特別会計ごとに理事者へ説明等を行い、内容の承認を得ておくこと。

◎平成２５年度９月補正予算見積書提出期限

〇 平成２５年８月６日（火）　厳守

※補正予算見積書（様式 1～3）　紙ベースで１部提出するとともに、電子ファイルも部局担当者へメール送信をすること。また、財務会計への予算要求入力も期日までに完了させること。

〇 一般会計の事業説明書及び政策・事業等説明資料（議会基本条例関係調書）については、予算見積書提出後に、別途、作成依頼することとしていること。

◎財政課ヒアリング日程等（予定）

〇会場：峰山庁舎２階　公室

日　程	9:00～	10:30～	13:30～	15:00
8 月　8 日(木)	教育委員会	市民部	建設部	企画総務部
8 月　9 日(金)	農林水産環境部	健康長寿福祉部	商工観光部	財務部
8 月 16 日(金)	理事者査定(予定)　9:00～16:00　(関係部長等出席)			

※補正要求内容により、上記の割当時間を変更する場合があります。

※上記以外の部局については、必要に応じて後日連絡します。

※上記日程で都合の悪い場合は、部局間で日程調整し財政課へ連絡願います。

※理事者査定の部局割当は未定。

■25年度9月補正予算編成スケジュール（案）　　　（一般会計の場合）

月	日	曜日	全　　体	各　　部（課）等	財　政　課	予算過程公表
7	8	月	**補正予算編成の通知**			
	9	火				
	10	水				
	11	木		予算見積書作成作業	各部課等からの質問等への対応	
	12	金		関係所属間の協議・意見調整		平成25年度補正予算編成方針の公開
	～					
	31	水		財務システムへの予算要求入力		
8	1	木				
	2	金				
	3	土				
	4	日				
	5	月				
	6	火	**予算見積書等の提出期限**			
	7	水				
	8	木	財政課ヒアリング			
	9	金		財政課ヒアリング	見積書点検	
	10	土		財政課からの質問等への対応	財政課査定	
	11	日			理事者査定準備	
	12	月		理事者査定準備		市民への予算公開（要求ベース）
	13	火	事業別説明資料作成指示・提出			
	14	水				
	15	木				
	16	金	**理事者査定**	理事者査定対応（必要部局）	予算案最終調整	
	17	土				
	18	日				市民への予算公開（財政査定・部長査定ベース）
	19	月				
	20	火				
	21	水			補正予算書・説明資料印刷	
	22	木				
	23	金	**議会運営委員会**			
	24	土				
	25	日				市民への予算公開（補正最終案）
	26	月				
	27	火				
	28	水				
	29	木				
	30	金	**定例会初日（予定）**			

※特別会計及び企業会計についても、本日程に準じ予算編成を行うこと。

※本スケジュールは確定したものではありません。